

令和元年6月定例県議会における  
教育委員会答弁要旨

令和元年7月25日  
総務企画課秘書広報係

①【参考】医療・福祉、教育分野の施策について（知事答弁）

【財政課・保健医療介護総務課・福祉総務課・財務課】

公共事業関連分野の伸び率が極めて高いせいもあって、保健費や教育費の伸び率を見ただけでは、どこに知事の意欲が込められたか等なかなか理解しづらい。「働く」「暮らす」「育てる」の三分野の中核をなす事業として、純粋に単独事業といえる医療・福祉施策、教育施策などをどのように充実されたのか。

今回の当初予算においては、医療・福祉、教育分野においても、これまでの取組みに加え、喫緊の課題に対応するための施策の充実・強化を図ったところです。

まず、医療・福祉分野においては、県民一人ひとりが健康の維持、増進を目指す「ふくおか健康づくり県民運動」を推進していくため、新たにアプリを活用した健康ポイント事業などを実施します。

また、小児・AYA世代のがん患者の方が希望をもってがん治療に取り組むことができるよう、妊よう性の温存治療費を助成するほか、医療的ケア児への支援を強化するため、医療的ケア児の自宅へ看護師を派遣し、介助者の負担軽減を図ることとしています。

さらに、待機児童の解消を図るため、新たに待機児童の8割を占める3歳未満児の受入れを増やす保育所や認定こども園を支援をしていきます。

次に、教育分野では、来年度以降、学校教育が大きく変わることを踏まえ、小・中・高、各段階に応じたプログラミング教育の円滑な実施に向け、モデルカリキュラム、また、教員研修プログラムを開発をして、教員の指導力の向上を図っていきます。

また、県立学校における教育のICT環境を充実するため、無線LANやタブレット型のパソコンの整備を図ります。

② 新しい学習指導要領の全面実施のための準備状況について 【義務教育課】

新しい学習指導要領が来年度4月から小学校において全面実施となることに向けての準備は整っているのか。特に、小学校で外国語が教科となることについて、円滑な実施に向けた準備期間としての授業時数の確保はどうなっているのか。

平成30年度から2か年で、全ての小・中学校の教員を対象に新教育課程説明会を開催するなど趣旨の徹底を図っています。

また、新指導要領では、自ら考え、他者との対話や協働を通して課題を解決する力を育成するための授業改善が求められていますが、これに対応するため、平成28年度から授業実践講座を実施しており、教員の実践的指導力の向上を図ってきました。

さらに、小学校での英語教育の実施に向けて、平成30年度から本年度までの移行期間において、高学年で最低、年50時間の実施が求められています。本県域の小学校においては、平成30年度に平均56時間が実施され、本年度は平均61時間の実施が予定されており、全面実施に向けての時数を増加し、準備を整えている状況です。

③ 小学校外国語科を指導する教員の意識・能力の育成について 【義務教育課】

〔 小学校における外国語科の実施に向けて、指導する教員の意識の醸成や、英語力・指導力の育成は十分に達成されているのか。 〕

本県ではこれまで、小学校教員の英語力・指導力向上に向けた研修の実施により、小学校英語教育推進の中核となる教員を、平成27年度からの4年間で940名育成し、各小学校に2名配置したところでは、

その中核となる教員を対象に、平成30年度から、さらに英語力向上を図るための研修を実施しています。本研修前後に実施した英語力診断テストでは、聞くこと・読むこと・書くことの3技能のいずれも、平均正答率が向上しているとの結果が出ており、英語力の育成が図られています。

また、平成30年度からの2年間、県内58市町村の各1中学校区をモデル地区として指定し、英語力・指導力に優れた教員が小学校を巡回し、モデル授業の公開等による指導力の向上や教育課程編成への助言などの支援を行っています。

このような取組みを通して、各小学校において英語教育を円滑に実施できる体制を整えています。

④ 中学校英語教育の高度化への準備状況について 【義務教育課】

〔 英語教育の早期化に伴う中学校英語教育の高度化への準備について、万全を期して順調に進んでいるのか。 〕

これまで、教員の英語力・指導力向上のために、全ての中学校英語教員を対象に、TOEICの受験や研修を実施してきました。

これらの取組みにより、平成30年度「英語教育実施状況調査」においては、昨年度と比べ、英検準1級程度以上の英語力を有する英語教員の割合が4.9ポイント、英検3級程度以上の英語力を有する生徒の割合が4.5ポイント向上しており、中学校における英語教育の高度化への対応準備は着実に進んでいるものと考えています。

併せて、本年度から来年度にかけて、全ての中学校英語教員を対象に、英語関係企業のノウハウを取り入れた研修を実施し、さらなる英語力の向上を図ることとしています。

また、小学校での英語教育による学びが、中学校の英語教育の高度化に円滑に接続できるよう、小中連携による指導体制の充実や9年間の教育課程編成について、指定校による実践研究を行っています。これらの取組みを通じ、中学校における英語教育の改善に向けて着実に準備を進めていきます。

⑤ 新たな定時制単位制高校の整備について 【高校教育課】

〔 定時制単位制高校の整備方針について、これまでの経過からしても既に具体的な方針を示すべき時期を迎えていると考えるが、いかがか。時期、場所などを含め具体的な答弁を求める。 〕

現在、県教育委員会において、令和3年4月の開校を目標に鋭意検討しているところでは、

整備対象校としては、地理的条件や学校活性化等の観点から、筑後地区においては大牟田北高校、また、筑豊地区においては西田川高校をその候補と考えています。

今後さらに、当該学校との協議を進め、本年秋を目途に、教育内容や募集方法を含めた整備計画を策定したいと考えています。

⑥ 昨年度の本県公立小中学校における体育授業での事故発生状況について

【体育スポーツ健康課】

本来、健康増進や体力の向上を目指す体育の授業で重大事故が発生していることを鑑み、昨年度の本県公立小中学校における体育授業での事故発生状況について問う。

本県において、日本スポーツ振興センターが、災害給付金を支給した、昨年度の体育授業中の事故件数は、小学校が4, 410件、中学校が3, 254件でした。

そのうち、事故件数の多かった種目は、小学校では跳び箱が930件、バスケットボールが492件、中学校ではバスケットボールが1, 054件、バレーボールが317件でした。

⑦ 本県の小中学校における体育・スポーツ活動での事故防止に係る県教育委員会の取組みについて

【体育スポーツ健康課】

子ども達にとって有意義なスポーツ環境を維持・整備し、安全に運動や遊びをするための、本県の小中学校における体育・スポーツ活動での事故防止に係る県教育委員会の取組みについて問う。

県教育委員会では、「体育・スポーツ活動に関する学校安全点検の指針」の策定や、事故防止に係る通知文を発出するとともに、管理職研修会をはじめ各種研修会において事故防止について周知徹底を図っています。

また、初任者研修をはじめ経験年数に応じた基本研修や体育研究所における専門研修において、技能の習得のみならず、安全管理や安全指導に関する内容についての実技研修を実施し、事故防止の取組みを進めています。

⑧ 学校における体育・スポーツ活動の適切な実施について

【体育スポーツ健康課】

子ども達にとって有意義なスポーツ環境を維持・整備し、安全に運動や遊びをするために、学校における体育・スポーツ活動の適切な実施に向けた教育長の見解を問う。

学校における体育・スポーツ活動は、児童生徒が生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、豊かな生活を営む態度を養う上で、大変有意義な活動であると認識しています。

しかしながら、その行い方によっては危険を伴い、事故に繋がるおそれもあることから、児童生徒の実態に応じた段階的な指導の在り方を周知徹底するとともに、児童生徒自らが判断し、安全な行動がとれるよう、事故防止に関する具体的な指導資料を作成し、更なる事故防止に取り組んでいきます。

⑨ 県内市町村における学校給食費の徴収の現状と見解、学校給食費の徴収に対する県としての関わり方について

【体育スポーツ健康課】

県内市町村における学校給食費の徴収の現状を示していただき、まちまちとなっている現状について、県教育委員会はどのような見解を持っているのか、今後、学校給食費の徴収に県教育委員会としてどのように関わっていくのか、少なくとも父母が直接、徴収に関われるような好ましくない徴収方法について改善を求め、その上で望ましい徴収指針を示し、改善を図っていくべきと考えるが、教育長に伺う。

学校給食費の徴収方法は、本年5月時点で、振込や自動引き落としなど金融機関を介して徴収している市町村が32、現金により徴収している市町村が14、学校によりこれらの方式が異なる市町村が15となっています。

このうち、教職員以外の者が児童生徒宅を訪問し徴収している市町村は11となっています。

学校給食が、学校教育の一環として公的に実施されていることを踏まえると、学校給食費の徴収業務についても、市町村が主体となって実施することが望ましく、本県の一部地域でPTA等が徴収している現状は、好ましいものではない、と考えています。

現在、国において、会計業務の透明性を確保する等の観点から、学校給食費の公会計化や徴収業務を自治体が担うようにするためのガイドラインを策定中であり、県教育委員会としては、今後ガイドラインの趣旨に沿って、市町村における学校給食費の公会計化等を進めていきます。

## ○ 民主県政県議団 岩元 一儀 議員

6月20日

### ① 虐待の疑いがあるため情報共有を行った児童生徒が在籍する学校を管轄する市町村教育委員会への指導について 【義務教育課】

県教育委員会として特に対象児童生徒が在籍する公立小・中学校を管轄する市町村教育委員会に対して、どのような指導・助言を行ったのか。

児童相談所等と情報共有を行った児童生徒については、当該教育委員会及び学校において、引き続き、児童生徒の出席状況や気になる行動、保護者の様子や家庭の状況等を日頃から観察しながら、関係機関と必要な情報を共有するよう指導しています。

さらに、面会できず情報共有もしなかった児童生徒については、当該教育委員会に対して、情報共有しなかった理由を確認し、客観的に虐待の可能性が否定できないと考えられる場合は、関係機関との情報共有を行うよう促したところです。

また、国のフォローアップ調査の後、5月に再フォローアップ調査が行われた際にも、面会できないままの児童生徒については、必ず児童相談所又は警察と情報共有するよう指導しています。

### ② 虐待の疑いがある児童生徒の保護者からの不当要求事例について

【義務教育課】

県教育委員会が市町村教育委員会から報告を受けた、虐待の疑いがある児童生徒の保護者からの不当要求の事例がどのくらいあるのか。

県内の市町村教育委員会から2件の報告を受けておりますが、当該教育委員会にお

いては、毅然とした対応を行っていると考えています。

③ 関係機関との連携強化について

【義務教育課】

〔 今後、保護者からの不当要求に屈することのない体制づくりを含め、具体的にどのような連携を図り、どのように強化していくのか。 〕

今回の事案を受けて、文部科学省において本年5月に「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」が作成されています。

県教育委員会としては、本手引きを踏まえ、虐待の疑いがあれば、各学校において、児童生徒の安全確保を最優先にし、保護者との関係悪化をためらわず、速やかに児童相談所等に通告するよう指導しています。

また、保護者から威圧的な要求がある場合は、学校・教育委員会が組織的に対応し、児童相談所や警察等と迅速に情報共有を行い、連携を図るなどの対応を指導していきます。

○ 公明党 森下 博司 議員

6月21日

① 食物アレルギーを有する本県公立小中学校の児童生徒の状況について

【体育スポーツ健康課】

〔 食物アレルギーを有する本県公立小中学校の児童生徒の状況はどのようになっているのか。 〕

医師により食物アレルギーを有すると診断されている児童生徒は、平成30年5月1日時点で、小学校では7,798名、中学校では3,384名在籍しており、前年度と比較して、小学校では259名、中学校では641名増加するなど、年々増加しています。

② 栄養教諭の全校配置について

【教職員課】

〔 栄養教諭が働きやすい環境を整え、食育指導の学校間格差を是正するためにも、全校配置が一つの解決策になるのではないかと考えるが、教育長の見解を問う。 〕

食育の推進や食物アレルギーを有する児童生徒に適切に対応する上で、栄養教諭の役割は重要です。

栄養教諭の配置については、国の法令に基づき、児童生徒数に応じて配置しており、基準に満たない場合は、近隣の学校との兼務発令などにより、食育の推進や食物アレルギーに関する支援を行っています。

栄養教諭の全校配置については、全国都道府県教育委員会連合会など、様々な機会を通じて、配置基準の見直しを国に要望していきます。

③ 市町村教育委員会や学校の取組みに対する支援について

【体育スポーツ健康課】

〔 安全な給食を提供しようとする市町村教育委員会や学校の取組みに対し、支援すべきと考えるが、教育長の見解を問う。 〕

学校給食施設にアレルギー対応食を調理するための専用室を整備する場合には、国庫補助制度が設けられていることから、市町村教育委員会に対し、その周知に努めていきます。

また、食物アレルギー対応食を調理するためには、専用スペースの確保、調理器具や食器類の区別等が必要となります。このため、栄養教諭に対する研修や衛生管理に関する実地調査などを通じて、市町村教育委員会や学校に対し、指導・助言を行っていきます。

#### ④ 食物アレルギーのマニュアル整備等について 【体育スポーツ健康課】

誤食によるショック症状の発生などに備え、各自の役割分担を明確にした実践的なマニュアル整備と、ショック症状を緩和する自己注射薬「エピペン」を全教職員が扱えるための校内研修に取り組んではいかがか。

県教育委員会では、児童生徒に食物アレルギー症状が出現した際の対応手順や学校内での役割分担等を記載した「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を作成するとともに、管理職や養護教諭、栄養教諭などを対象とした研修会において、各学校における校内体制の整備について周知徹底を図っています。

また、「エピペン」を処方されている児童生徒が増加している現状を踏まえ、全ての教職員がその使用法を習得するための校内研修が、各学校において実施されるよう、指導を徹底していきます。

#### ⑤ 学校給食における食物アレルギー事故防止に向けた取組みについて

【体育スポーツ健康課】

新学期が始まって新入生も入り、教職員も入れ替わった時期だからこそ、給食事故の防止のため、各学校は情報共有を一層徹底し、関係者一丸となって取り組むべきと考えるが、教育長の見解を問う。

学校においては、食物アレルギーを有する児童生徒が、給食時間を安全に、かつ楽しく過ごすことができるよう、栄養教諭や養護教諭だけでなく、全ての教職員が、共通認識を持って組織的に対応することが必要です。

現在、県教育委員会では、校長を責任者として関係者で組織する「食物アレルギー対応委員会」の設置を求めており、児童生徒の食物アレルギーに関する情報収集、対応訓練等について、その委員会が中心となって対応するよう指導していきます。

今後も、食物アレルギーに関する対応はどの学校においても必要であるという認識に立ち、各学校における対策の徹底、充実に努め、学校給食の事故防止に取り組んでいきます。

#### ⑥ 【再質問】 栄養教諭の全校配置について 【教職員課】

栄養教諭の配置数は 200 人程度しかなく、1 人が 3 校から 4 校を掛け持ちしているような状況にある。食育の推進や食物アレルギーを有する児童生徒の増加などにより、栄養教諭の負担が増しているが、配置基準は栄養教諭制度の導入後はもちろんのこと、30 年程前から変わっていない。また、退職者を活用した配置なども行うなどして、ぜひ全校配置へ向けて取り組んでほしい。

栄養教諭の配置基準については、これまでも、食育の推進、あるいは食物アレルギー対策の重要性、こういった観点から、国に対して必要な定数措置を講じるように要望してきました。しかしながら、近年、年々その必要性が高まっているという現状があることから、今年度から新たに学校の基礎的な条件として、国において全校配置に必要な定数改善を行うよう、様々な機会を通じて、さらに強く要望していきたいと考えています。

⑦ 夜間中学に関する認識等について 【義務教育課】

〔 夜間中学に関する認識を問う。また、本県の2010年国勢調査における義務教育未就学者数6,543人という数字に対してどのような感想を持つか。 〕

夜間中学は、様々な事情により教育を十分に受けられないまま学齢期を経過した方などのうち、就労等の事情により、夜間での義務教育の機会を求める方に向けた教育の場であると認識をしています。

都道府県の人口規模を踏まえると、本県は、未就学者の人数が多い地域の一つと考えています。

⑧ 両政令市と筑豊、筑後地域への設置について 【義務教育課】

〔 夜間中学を両政令市と筑豊、筑後地域に4か所、それぞれ設置すべきと考えるが、如何か。 〕

夜間中学の設置は、各市町村におけるニーズに基づく主体的な判断によるものと考えていますが、本県では県内に未だ設置されていないことから、各市町村に対して通知等で検討を促しているところです。

県教育委員会としては、今後、就学ニーズの多い市町村での検討状況を踏まえながら、それ以外の地域についても、広域的な観点から調整を図るなど、関係市町村と協議しながら、義務教育を受けられなかった方々の就学の機会確保に努めていきたいと考えています。

⑨ 自主夜間中学のサポートについて 【義務教育課】

〔 本県には自主夜間中学が3教室あり、すぐに県としてサポートできるのは県の広報誌で紹介することであるが、いかがか。 〕

県内にある3つの自主夜間学級の活動は、義務教育を受けられなかった方などの教育の機会の確保に繋がると考えていますので、県の広報媒体等により、県民に周知を図っていきます。

○ 緑友会 井上 忠敏 議員

6月21日

① 学習意欲を喚起し、個々の能力を最大限に伸ばす教育について

【義務教育課・高校教育課】

〔 時代の変化や学校に求められる役割の変化に応じて、児童生徒の学習意欲を喚起し、個々の能力を最大限に伸ばすため、どのような教育に力を入れていくのか。 〕

次代を担う子どもたちには、「未来社会の創り手」として、予測が困難な社会の変化に主体的に向き合い、積極的に参加していくことが求められます。

県教育委員会としては、本県の子供達には県独自の指導方法である「鍛ほめ福岡メソッド」を通して、確かな学力の定着を図り、学びに向かう力を最大限に引き出しつつ、思考力・判断力・表現力や、他者と協働して問題を解決する力を育成することが重要であると考えています。

こうした能力の育成に不可欠な「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、学校のICT環境の整備をはじめとする教育環境の充実や、教員一人一人の指導力の向上を図っていきます。

**② 県立学校長を登用するに当たっての方針について** **【教職員課】**

〔 県立学校長の登用については、どのような方針のもとで行われているか。 〕

社会が大きく変化する中で、今後、校長先生に求められる重要な資質・能力は、リーダーシップに加えて、保護者や地域との信頼関係を築きながら、複雑化・多様化する学校の課題を組織的に解決するマネジメント能力であると考えています。

このため、校長の登用に当たっては、学校経営への意欲のほか、教育課題への見識と明確な経営理念、さらには、共通の目的に向かって教職員を動かす力などの資質・能力を、選考試験や教頭としての業績評価などを基に慎重かつ適正に判定しているところです。

**③ 校長としてふさわしい資質・能力を備えた人材の確保について** **【教職員課】**

〔 校長としてふさわしい資質・能力を備えた人材を確保するために、どのように取り組んでいるのか。 〕

管理職の育成にあたっては、より広い視野に立って学校経営ができる力を身につけさせるため、学校内において多様な校務分掌を経験させるとともに、国立学校や教育委員会事務局等との人事交流、民間企業や大学院への派遣を行っています。

また、近い将来、管理職になることが想定される中堅教員に対しては、マネジメント研修や本県教育のリーダー養成を目的とした「福岡教師塾」を実施しています。

さらに、今年度からは、先進的で特色のある学校経営を学ばせるため、東京都の中学校や北海道の高等学校などに対して中堅教員の派遣を開始しました。

また、これらの人材育成策とは別に、経験豊富な教員の大量退職に伴い、マネジメントに長けた優秀な校長を確保することが重要になってきていることから、今年度から、校長の再任用制度の導入を行ったところです。

○ 公明党 西尾 耕治 議員

6月24日

① 文化財の防災対策について

【文化財保護課】

〔 地震、水害、火災などの災害に対する防災対策の現状はどうか。また、県はどのように取り組んでいるのか。 〕

文化財は、国民共有の財産であり、ひとたび失われると元に戻らない貴重な遺産であるため、確実に保存して後世に伝えていく必要があります。

文化財の防災対策は、基本的には、想定される災害、文化財の種類や置かれた環境を勘案しながら、所有者が行っています。

これに加えて、県や市町村の専門職員が、随時、現地で管理状況を確認するとともに、福岡県文化財保護指導委員会による定期的な巡視を行い、防災対策の推進に努めているところです。

② 県内文化財建造物の防火対策について

【文化財保護課】

〔 県内の文化財建造物について、具体的に実施している防火対策について聞く。 〕

文化財建造物は、木や茅(かや)、桧皮(ひわだ)などの伝統的材料を使用しているものが多いため、火災への取組みが特に重要です。

そのため、火災への備えとして、早期発見を目的とした自動火災報知設備や文化財への延焼を防ぐ放水銃、人の少ない夜間でも操作ができる消火設備の設置、また、建造物の特性に応じた防災計画の策定など、実情に応じた対策が進められているところです。

更に、1月26日の「文化財防火デー」を中心に県内各地で防火訓練が実施されています。

今回のノートルダム大聖堂の火災を踏まえ、工事やイベント等の際の出火防止対策の徹底、消防用設備等の適切な維持管理、火災時の初動体制の再確認に万全を期すよう、文化財所有者への指導を行っていきます。

○ 自民党県議団 松尾 嘉三 議員

6月24日

① スクールゾーンにおける交通安全確保について

【義務教育課】

〔 そもそもスクールゾーンとはどういう制度か、そしてそのスクールゾーンでの交通安全確保をどのように充実させていくのか、教育長に問う。 〕

スクールゾーンとは、通学路の安全対策の一つとして、幼稚園・小学校を中心におおむね半径500メートルの範囲内において、警察や道路管理者の協力を得て、歩道の設置・カラー舗装、一方通行や速度規制等の交通規制を講じることで、幼児児童の安全を図るものです。

これまで、各学校においては、地域や保護者と連携をして、スクールゾーンを含む

通学路の安全点検を行い、点検結果を踏まえて危険個所への措置を警察や道路管理者等へ働きかけるなどの取組みを継続して行っているところです。

最近、県内外で子供を巻き込む痛ましい事故が多発しています。県教育委員会としては、今後、より一層、各学校が教育委員会と連携して、警察や道路管理者へのスクールゾーンにおける安全確保の取組みを積極的に働きかけるよう指導してまいります。

## ○ 自民党県議団 吉田 健一朗 議員

6月25日

### ① 県立高校の運動部活動を持続可能なものとする方策について

【体育スポーツ健康課】

部活動の縮小は、競技人口の減少にもつながり、将来、地元出身のアスリートが減ってしまうのではないかと危惧されていることから、県立高校の運動部活動を持続可能なものとする部活動の在り方に関して、教育長の所見を問う。

運動部活動は学校の教育活動の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を支えてきましたが、少子化が進展する中、従前と同様の体制での運営は難しくなっています。

そのため、部活動指導員の配置や地域スポーツクラブとの連携等、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツ環境を整備していく必要があると認識しており、本県の実情を踏まえた新たな運動部活動の在り方について、調査研究を進め、部活動の更なる充実に取り組んでいきます。

### ② 教員採用試験におけるスポーツ成績優秀者特例の改善について 【教職員課】

大分県では、スポーツ指導者として優秀な実績を有する者については、1次試験と2次試験を免除し、3次試験で個人面接等のみ実施している。大分県のような大胆で新しい特例措置を導入した方が、「スポーツ立県福岡」の推進を目指す福岡県のスポーツ振興に寄与するのではないかと考えるが、教育長の所見を問う。

本県の採用試験では、高校保健体育の区分において、国際大会等で活躍した受験者に対して、特例措置を設け、一次試験の実技を免除しています。

トップアスリートを県立高校の教員として採用することは、レベルの高い実技指導のみならず、生徒への好ましい教育的影響も期待できます。

このため、これまでの特例措置の成果を検証した上で、更なる改善方策について検討してまいります。

## ○ 民主県政県議団 山本 耕一 議員

6月25日

### ① 防災教育の推進について

【高校教育課・義務教育課】

災害リテラシー向上のために、学校現場においてICT機材等を使用し防災情報を取得する方法を教えるなど、災害教育を積極的に推進することが県民の命と健康を守ることに直結する。こうした教育の導入について教育長の認識と取組みを問う。

学校においては、災害時に児童生徒自らが適切に行動できる観点からの防災教育が重要です。

現在、小・中学校では、災害の種類に応じた避難訓練等を通して、身を守るための具体的な行動力を身に付けさせ、高等学校段階では、地形図やハザードマップの読み取りなどにより、災害の仕組みや対策等について考えさせる学習を行っています。

さらに、新学習指導要領では、高校の必修科目の中で、地理情報システムなどを用いて、生徒が様々な情報を適切に活用する技能を身に付けさせることが重視されています。

今後はこうした学習に際し、ICT機器を効果的に活用しながら、生徒が自ら危険を認識し、これを回避するための知識や態度を育成していきます。

## ○ 公明党 壹岐 和郎 議員

6月26日

### ① 命の大切さ等を学ぶ体験学習について

【義務教育課】

例えば助産師を講師に妊娠、出産、子育てに至るまでそばで寄り添ってきた体験を通して、自分が大切な存在であること、命の大切さ、家族のきずな、他者への思いやりなどを子どもたちに伝えることは大変意義あることだと考えるが、このような取組みに対する見解及び本県の取組みについて問う。

医師や助産師などの専門家を招聘し、命の大切さや他者への思いやり等を学ぶ学習は、実感を伴った理解を深める上で、有効な取組みであると認識しています。

本県においても、公立中学校に助産師などを派遣し、生命の誕生や思春期の体と心等について学ぶ学習を支援しています。また、乳幼児と触れ合う学習や高齢者施設におけるボランティア活動を行う学校もあります。

今後とも、外部人材の活用によりまして、子どもの感性に響く体験的な学習の充実を図り、自尊感情や生命を尊重する心、他者を思いやる心などを育てていきます。

## ○ 民主県政県議団 渡辺 美穂 議員

6月27日

### ① 史跡活用のための国への働きかけについて

【文化財保護課】

史跡の保護を図りつつ、その活用において必要な規制緩和を行うための国への働きかけについて教育長の考えを問う。

文化財保護法によって指定された史跡地については、遺構の保存及び景観を保護する観点から、指定地を開発することに規制がかけられています。

特に、大宰府跡については、その多くが国庫補助金による公有化事業で取得されているため、史跡の「保存」目的以外の使用が基本的に制限されている状況です。

新元号の制定に伴い観光客が急増したことを受けて、太宰府市からは、国に対して、駐車場や軽食・売店の設置など、史跡地の「活用」に向けた規制緩和の要望がなされています。

県においても、今回の令和に伴う大宰府政庁跡及びその周辺の観光課題について説明し、その対応策について国と協議をしているところです。

今後も、太宰府市と十分に協議、連携しながら、国に対して、制度の弾力的な運用について、引き続き働きかけていく考えです。

## ○ 公明党 高橋 雅成 議員

6月27日

### ① 障がいのある子どもと障がいのない子どもの交流の意義について

【特別支援教育課】

〔 障がいのある子どもと障がいのない子どもの交流の意義について教育長はどう考  
えるのか。 〕

障がいのある子どもとない子どもの交流は、障がいのある子どもにとっては、積極的な社会参加につながるとともに、障がいのない子どもにとっては、障がいのある人を積極的に支援する行動や、障がいのある人と共に支え合う意識の醸成につながると考えます。

### ② 特別支援学校と地域の学校との交流の仕方と実績について【特別支援教育課】

〔 特別支援学校と地域の学校との交流の仕方と実績について伺う。 〕

まず、学校間交流は、特別支援学校が近隣の小中学校等と交流を行うもので、平成30年度は県立特別支援学校全20校において、合計436回行われ、交流先の運動会や社会見学、弁論大会、文化祭などに児童生徒が参加しています。

次に、居住地校交流は、特別支援学校の児童生徒が、自分の住んでいる地域の小中学校の行事等に参加するもので、平成30年度は県立特別支援学校15校において、198人が合計407回行い、居住地校の合唱コンクール、給食や国語・算数などの教科学習に参加したり、手紙の交換を行ったりしています。

### ③ 特別支援学校と地域の学校との交流のさらなる充実について

【特別支援教育課】

〔 特別支援学校と地域の学校との交流のさらなる充実が必要と考えるが、教育長の  
見解を伺う。 〕

学校間交流と居住地校交流は、児童生徒と保護者の意向やそれぞれの学校の実情などを踏まえ、適切な内容と回数で行われることが大切です。

このため、今後とも、特別支援学校に対しては、県教育委員会で作成した手引の活用促進や他校の実践事例の紹介を行い、小中学校を所管する市町村教育委員会に対しては、研修会などの場で、交流についてのより一層の理解と協力を求め、さらなる充実を図っていきます。

### ④ 福祉施設における体験について

【義務教育課】

〔 学校の授業で福祉施設への訪問や福祉体験を推進してほしいが、これまでの実績  
と今後の取組みについて伺う。 〕

本県において、小中学校の福祉に関する体験活動を行っている学校は、地域の小学校で約96%、中学校の66%です。

一方、職場体験を含む福祉施設への訪問先の多くは高齢者施設で、障がい者施設は一般的に多くない状況であると考えています。

これは、学校に障がい者施設の情報不足しており、訪問先としての選択肢になっていないことが原因の一つと考えられます。

今後、関係部署と協議し、障がい者施設に関する情報提供に努めまして、各学校の体験活動を推進していきます。

## ○ 自民党県議団 塩川 秀敏 議員

6月27日

### ① 働き方改革に関する県教育委員会及び各学校における取組みについて

【教職員課】

学校の働き方改革については、平成30年3月に本県の取組指針が策定され、具  
体の取組みは始まったばかりであろうが、県教育委員会及び各学校はどのような取  
組みを行っているのか。

学校は、限られた人的資源と時間の中で、教員の専門性を生かしつつ、児童生徒の心身の成長を最大限に引き上げることを使命としています。この使命をよりよく果たすために、教員が健康で生き生きと仕事ができる環境を整備し、本来の業務に専念してもらおう、これが学校の働き方改革の本質的目的であると考えています。

現在、本県においては、改革のための指針を策定し、教職員の意識改革、業務改善の推進、部活動の負担軽減、教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用、この4つの観点で取り組んでいるところです。

このうち、県教育委員会においては、ICカードの導入や校務のICT化、働き方改革のための具体的方策をまとめたハンドブックの作成、部活動指導員やスクールカウンセラー等の外部専門スタッフの活用促進等による環境整備に取り組んでいます。

また、学校においては、定時退校日や学校閉庁時刻、学校閉庁日の設定、部活動休養日の拡大、さらには業務の合理化・効率化等の取組みを実施しているところです。

### ② 働き方改革の推進に当たっての県教育委員会の支援の在り方について

【教職員課】

働き方改革の取組みは現場任せになりがちである。県教育委員会は、学校に最小  
限必要な業務を明確にした上で、校長の裁量で改革に手を付けやすい具体的な支援  
を行うべき。これに対する教育長の考えを問う。

今日、学校や教職員が担う業務の範囲は多岐にわたっておりますが、働き方改革の推進のためには、真に必要な業務を見極め、精選・重点化を図ることが重要と考えます。

このため、国が示した学校における業務の役割分担に関する考え方に基づいて、各学校が教育目標や地域の実情に応じた業務の精選・合理化や重点化に取り組むよう指導助言をするとともに、学校が必ず実施すべき業務をさらに周知徹底し、業務の改善を促していきます。